



日本プライマリ・ケア連合学会
関東甲信越ブロック支部 活動報告

発行人: 梶井 英治

事務局 〒329-0434
栃木県下野市薬師寺 3311-1
自治医科大学地域医療学センター内
Tel. 0285-58-7394 Fax. 0285-44-0628
E-mail pckk@iichi.ac.jp

ニュースレター No. 2 (2013. 6)

=ブロック支部議員総会開催=

平成 25 年 5 月 19 日、仙台で行われた日本プライマリ・ケア連合学会学術集会に合わせて関東甲信越ブロック支部の議員総会が開催されました。関東甲信越ブロック支部としての活動を本格的に開始するにあたり、ブロック支部の方向性や規約を確認する重要な会となりましたので、その一部を皆様に御報告致します。

1) 関東甲信越ブロック支部の特徴

- ・ 関東甲信越ブロックのプライマリ・ケアの充実・発展を通して地域社会に貢献することを目的とし、コメディカルとの連携や学生・研修医等の育成に関わる活動等幅広い活動も行います。
- ・ 各都県での活動をサポートすることを主とするため、執行部は設けず、支部長はコーディネーター役となります。
- ・ 現場での活動の活性化を図るために、都県支部には非学会員の参加を許容します。



2) 規約

昨年度の地方会から議論されてきた規約が承認されました。

参考に全文を掲載しますので御参考下さい。

日本プライマリ・ケア連合学会関東甲信越ブロック支部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会関東甲信越ブロック支部と称する。

(地域)

第2条 本会は、日本プライマリ・ケア連合学会の支部組織であり、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県、長野県、新潟県を構成都県とする。

2 各構成都県に本会の都県支部を置く。

(目的)

第3条 本会は、関東甲信越ブロックのプライマリ・ケアの充実・発展を通して地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学術集会、講演会、教育集会(セミナー、ワークショップ)等の開催
- (2) 日本プライマリ・ケア連合学会の事業の内、関東甲信越ブロックに関わる事業
- (3) プライマリ・ケアに関する普及啓発活動・政策提言・調査研究事業
- (4) 都県支部への支援
- (5) 会員相互の交流を図る事業
- (6) 研修医・学生等の育成に関わる事業
- (7) コメディカルとの連携を推進する事業
- (8) 関連団体との連携
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 日本プライマリ・ケア連合学会の正会員資格を持つ構成地域内の個人
- (2) 学生会員 日本プライマリ・ケア連合学会の学生会員資格を持つ構成地域内の個人
- (3) 賛助会員 日本プライマリ・ケア連合学会の賛助会員資格を持つ構成地域内の個人又は団体

(入会)

第7条 本会への入会は、日本プライマリ・ケア連合学会への入会による。

(退会)

第8条 本会の退会および会員資格喪失に伴う事項については、日本プライマリ・ケア連合学会の規定に準じる。

(会員管理)

第9条 本会の会員管理は都県支部に一任する。

第3章 議員

(議員)

第10条 本会の議員は、構成地域内の日本プライマリ・ケア連合学会の代議員・理事および監事をもってこれにあてる。

(議員の任期)

第11条 議員の任期は、日本プライマリ・ケア連合学会の代議員・理事および監事の任期に準じる。

第4章 役員

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 監事 2名

(支部長の職務)

第13条 支部長は、本会を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は、本会の事業並びに財産及び会計の状況を監査する。

(支部長の選任)

第15条 支部長は、構成地域内の日本プライマリ・ケア連合学会理事のうち地域ブロック理事選挙で最多得票であった理事とする。

(監事の選出)

第16条 監事は、議員の互選により選出する。

2 監事の選出に必要な細目は、別に定める。

(役員任期)

第17条 役員任期は、日本プライマリ・ケア連合学会の代議員・理事および監事の任期に準じる。

(報酬等)

第18条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 議員総会

(構成)

第19条 議員総会は、すべての議員をもって構成する。

(権限)

第20条 議員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 監事の選任
- (2) 事業計画及び予算に関する事項
- (3) 事業報告及び決算に関する事項
- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) その他、本会の運営に必要と思われる事項

(開催)

- 第21条 定時議員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
2 臨時議員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第22条 議員総会は、支部長が招集する。

(議長)

- 第23条 議員総会の議長は、支部長がこれに当たる。

(定足数)

- 第24条 議員総会は、議員総数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

- 第25条 議員総会における議事は、出席した議員の過半数をもって決する。
2 議決権は、議員1名につき1とする。

(書面表決)

- 第26条 やむを得ない理由のため議員総会に出席できない議員は、議長又は他の議員を代理人として表決を委任することができる。
2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その議員は出席したものとみなす。

第6章 委員会

(委員会)

- 第27条 本会の事業を推進するために必要のあるときは、委員会を設置することができる。
2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 会計

(会計)

- 第28条 本会の会計は、交付金、寄付金、事業収入、補助金をもって支弁する。

(財産の管理・運用)

- 第29条 本会の財産は、支部長が管理・運用する。

(事業計画及び収支予算)

- 第30条 本会の事業計画及び予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに支部長が作成し、直近の総会に報告するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第31条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、支部長が作成し、監事の監査を受け、直近の総会に報告するものとする。

(会計原則)

- 第32条 本会の会計処理は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第8章 規約の改廃

(規約の改廃)

- 第33条 本規約は、議員総会の議決により改廃することができる。

第9章 事務局

(事務局)

- 第34条 本会の事務を処理するため事務局を設置することができる。
2 本会の事務所は、構成地域内に置く。
3 事務局に関する事項は、支部長が別に定める。

3) 予算

平成25年度予算が承認されました。関東甲信越ブロック支部では都県の基本的活動のための補助の他、申請があれば、追加で都県支部の活動を補助することを可能としていますが、今年度は追加の申請はありませんでした。今後、都県支部活動を活性化することが課題になると思われます。

4) 地方会

平成 25 年度の幹事は東京都支部です。東京都支部から地方会についての案内がありました。

日時：平成 25 年 12 月 8 日(日)午前 9 時～午後 5 時

場所：東京医科歯科大学

テーマ：「つなぐ！～ベテランと若手、病院と診療所、心と身体、多職種」

詳細が決まりましたら御連絡いたします。関東甲信越ブロック支部の会員に限らず、多くの方に御参加頂ければと思いますのでよろしく御願いたします。

=関東甲信越ブロック支部からのご連絡=

ニュースレターでは関東甲信越ブロックの各都県支部の活動を広くお伝えしたいと考えています。

各都県支部の研究会等の活動の告知や報告にご利用下さい。掲載を希望される方は、

名称、日時、会場、内容、連絡先等を事務局までメール (pckk@jichi.ac.jp) でご連絡下さい。

学会及び支部の精神に則り、会員に役立つ会合の情報提供をよろしくお願いたします。

皆様からのご意見やご提案をお待ちしております！